

○香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱

平成30年3月26日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）第18条の規定に基づき、香美市災害用トイレ等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地震発生時に、自宅の損壊、下水道施設の被災等により、自宅のトイレを使用できない可能性のある市民が、その対策として、世帯単位で災害用トイレ及び汚物処理に必要な資材（以下「災害用トイレ等」という。）を購入し、被災後に避難所ではなく、住み慣れた自宅での生活を継続することで、精神状態、体調面の維持を図ることを目的として交付する。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、市内に住所を有する世帯とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象世帯が、災害用トイレ等の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、15,000円を上限とし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯（以下「申請者」という。）は、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に支払証拠書類等を添えて申請しなければならない。

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、香美市災害用トイレ等購入費

補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 申請者は、前条第1項の通知を受けたときは、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年1月23日告示第9号）

この告示は、令和6年1月23日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第66号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱の規定については、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入された災害用トイレ等に対する補助金の交付について適用し、施行日前に購入された災害用トイレ等に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

香美市長 様

申請者

住 所
氏 名

（世帯主氏名 ）

電話番号

香美市災害用トイレ等購入費補助金交付申請書

香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

購 入 金 額	円
購 入 日	年 月 日
購 入 品 目	
添 付 書 類	購入した日付、商品、金額が分かるもの（領収書、レシート等）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市災害用トイレ等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香美市災害用トイレ等購入費補助金の交付について、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

- （1）香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）この交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （3）この補助金については、市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

香美市災害用トイレ等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった香美市災害用トイレ等購入費補助金については、下記の理由により不交付としますので、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者

住 所

フリガナ 氏 名

印

（世帯主氏名

）

電話番号

香美市災害用トイレ等購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた香美市災害用トイレ等購入費補助金について、香美市災害用トイレ等購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金振込先

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名	支店名	預金種目	口座番号（7桁）

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)